

競技者等の商行為に関する運用基準

第1条（目的）

この運用基準は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が定める「競技者等に関する規程」（以下「競技者規程」という）の第5条において規定する「競技者の商行為」及び第9条第2項で規定する「審判員、パワーリフティング関係者等の商行為」を具体的に例示するとともに、届け出書の提出手続き等について定めるものである。

第2条（定義）

- 1 競技者とは、競技者規程第2条第2号を踏まえ、現役選手として登録している選手又は現在選手登録をしていないが、いつでも選手登録の意思を有する選手をいう。既に引退を宣言して大会に参加していない選手又は引退宣言はなくとも、将来にわたり選手登録の意思のない選手は除くものとする。
- 2 届け出を必要とする競技者の商行為等とは、継続的、短期的、スポット的を問わず、対価を得ること又は物質的・金銭的報酬を得ることを目的として、次のような活動を行う場合をいう。
 - （1）テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット、その他のメディアにおいて、第三者のために、競技者自身の写真、名前、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は自ら経営するトレーニングジム等の事業所（以下、「事業所」という）の名称を使用して宣伝素材とすること。第三者が当該事業所の場合は、商行為に該当する。
 - （2）テレビ番組又はラジオ番組への出演。ただし、一般的な報道の一環として又はパワーリフティングの普及活動又は啓発活動として認められる場合は除く。
 - （3）第三者が主催する講演会に講師として参加すること。ただし、パワーリフティングの普及活動又は啓発活動と認められる場合は除く。
 - （4）パワーリフティング、トレーニング、ニュートリション、サプリメント、アンチ・ドーピング等に関する講演会又は講習会を競技者自身が主催又は共催すること。後援又は協賛する場合であっても、競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は事業所の名称を使用するときは、商行為とする。
 - （5）パワーリフティング大会の他、他の競技団体の行事にゲストリフターとして参加すること。
 - （6）第三者又は自らが販売するTシャツ等の物品に、競技者自身の写真、名前、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は事業所の名称を使用すること。ただし、当該事業所の会員に、当該物品を支給又は提供する場合は除く。
 - （7）本協会が主催する全日本大会の写真撮影及びビデオ（DVDを含む）撮影。
- 3 前項の各号に該当する活動内容であっても、明らかに対価を得ること又は物質的・金銭的報酬を得ることを目的としない場合（交通費、宿泊費、通信費等の実費）は、商行為としないものとする。
- 4 第2項第2号及び第3号のただし書きについては、事前に又は事後の場合は速やかに、出演又は講演内容を本協会のフェアプレイ委員会に報告しなければならない。

第3条（除外事項）

次のような活動は、自らの費用で行う場合、競技者規程第5条で規定する商行為とせず、届け出の必要はないものとする。

- （1）パワーリフティング選手等を含む運動選手向け育成・強化等、運動選手以外の健康管理・筋力強化等のためのトレーニングジム、フィットネスジム等の経営
- （2）パワーリフティング用品、トレーニング用品、サプリメント又はトレーニング内容を撮影した写真、ビデオ（DVDを含む）等の販売事業
- （3）パワーリフティング、トレーニング、ニュートリション、サプリメント、アンチ・ドーピング等に関する出版事業
- （4）競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称又は事業所の名称を使用する名刺、看板、パネル等の作成
- （5）パワーリフティングの大会プログラム、他の競技等の団体行事に伴うプログラム、パワーリフティングの普及・啓発用パンフレット等の各種印刷物に競技者自身の写真、氏名、実績、競技者自身をイメージさせる名称もしくは事業所の名称を使用すること又はこれらを使用して宣伝広告を行うこと

第4条（届け出手続き等）

- 1 競技者規程第5条第2項で規定する届け出書は、毎年度初めに、フェアプレイ委員会宛に提出するものとする。ただし、突発的に生じる商行為については、その都度、速やかに事前に届け出書を提出しなければならない。
- 2 フェアプレイ委員会は、前項の届け出書を受領した場合、内容を確認して、適正な届け出かどうかを審査した上で、本協会の理事会に報告しなければならない。
- 3 理事会において承諾か否かを決定した後、フェアプレイ委員会はその決定内容を文書にて届け出者に通知するものとする。
- 4 届け出書及び承諾に関する文書の書式は、別に定めるものとする。

第5条（審判員、パワーリフティング関係者等の商行為）

届け出を必要とする審判員、パワーリフティング関係者等の商行為については、この運用基準第2条第2項乃至第4項、第3条及び第4条を準用する。この場合、「競技者」を「審判員、パワーリフティング関係者等」と読み替えるものとする。

第6条（協議事項）

この運用基準に関して明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第7条（運用基準の改廃）

この運用基準の改廃は理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。